

## 介護職員処遇改善特別支援事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

介護職員処遇改善特別支援事業

### 2 委託業務の目的

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「介護職員処遇改善加算等」という。）の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行うこと。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 研修等の実施

- ・ 介護職員処遇改善加算等の仕組みや取得方法等について説明会等を開催する。

#### (2) 個別訪問等の実施

- ・ 介護職員処遇改善加算等を取得していないもしくは、既に下位の区分を取得している事業所に対し、介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位の区分の取得意向を確認する。
- ・ 介護職員処遇改善加算等の取得の意向がある事業所等に社会保険労務士等の専門的な相談員を派遣し、加算取得に必要な就業規則等の整備に係る個別の助言・指導及び各種書類の作成補助を行う。
- ・ 介護職員処遇改善加算等の取得の意向が確認できない事業所には、加算を取得しない理由を確認し記録する。
- ・ 実施にあたっては、感染症対策のため、事業者から申出がある場合、ICT を活用したオンラインによる助言・指導も可とする。

### 4 委託料

16,571,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5 実施期間

この契約の締結の日から令和6年3月31日まで

### 6 留意事項

- ・ 既に最上位の加算区分を取得している事業所については、本事業の対象外とする。
- ・ 国や地方公共団体から委任を受けた同様の事業と重複する場合は、事前に県に相談するものとする。

### 7 その他

本仕様書に定めのない事項で、事業を実施するにあたって必要となる事項については、協議により定める。